

6 知能犯罪

(1) 政治的・構造的不正事案

平成15年の政治的・構造的不正事案（公職選挙法違反事件を除く。）の検挙事件数は68件で、前年に比べ25件（26.9％）減少している（図表3 - 6 - 1）。

図表3 - 6 - 1 政治的・構造的不正事案の検挙事件数

区分	年次	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
贈収賄		82	77	60	89	71	67	64	85	73	55
談合・競売入札妨害		21	20	29	29	15	13	20	20	15	12
あっせん利得処罰法違反		-	-	-	-	-	-	-	-	1	0
政治資金規正法違反		3	5	1	1	1	2	1	1	4	1
合計		106	102	90	119	87	82	85	106	93	68

注：統計中に、公職選挙法違反事件は含めていない。

ア 贈収賄事件

平成15年の贈収賄事件の検挙事件数は55件、検挙人員は158人で、元和歌山市長らによる用地買収をめぐる贈収賄事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している。

【事例1】元和歌山市長らによる用地買収をめぐる贈収賄事件（和歌山）

元和歌山市長(57)は、和歌山市の公共用地買収に関し、建設会社が所有する土地を同市土地開発公社に購入させる議案を市議会に提出するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしたことの謝礼として、平成12年8月ころ、同建設会社代表取締役(39)から、現金300万円を収受した（1月6日検挙）。

【事例2】静岡県議会議員による産業廃棄物処理会社に対する行政処分をめぐるあっせん贈収賄事件（静岡）

静岡県議会議員(52)は、同県が行う産業廃棄物処理会社に対する行政処分に関し、同社代表取締役(55)から請託を受け、同県の担当職員に対し、同社の産業廃棄物処分業の許可の取消しをさせないなど、同人に職務上相当の行為をさせないようあっせんすることの謝礼として、平成11年8月ころ、現金100万円を収受した（6月18日検挙）。

【事例3】二本松市長による葬祭場築炉工事発注をめぐる贈収賄事件（警視庁・福島）

二本松市長(61)は、自らが管理者である安達地方広域行政管理組合発注の葬祭場火葬炉築炉工事に関し、建設会社代表取締役(36)から、有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び同火葬炉運転業務委託の選定等に有利な取り計らいを受けたいなどの趣旨の下に、平成10年11月ころ、現金300万円を収受した（6月21日検挙）。

【事例4】結城市長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件（茨城）

結城市長（62）は、同市発注の農業集落排水施設工事に関し、元土建会社代表取締役（53）から、特定の業者を指名入札参加業者から除外するなど有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼として、平成14年12月ころ、現金100万円を収受した（7月6日検挙）。

【事例5】元滋賀県議会議員らによる産業廃棄物処分場の行政事務及び建築確認をめぐるあっせん等贈収賄事件（滋賀）

元滋賀県議会議員（元滋賀県監査委員）（60）は、産業廃棄物処分業許可の取消等の行政処分に関し、元滋賀県漁業協同組合連合会会長（69）らから、対立する産業廃棄物処分業者の許可取消を同県に働きかけてほしいとの趣旨のもとに、平成14年1月ころ、現金100万円を収受した。また、同元県議会議員並びに同県議会議員（59）は、パチンコ店の実質経営者（56）らから、市街化調整区域内におけるパチンコ店建替が建替制限に抵触することに関し、建築確認するなど県の担当者に不正な行為をするようにあっせんすることの請託を受け、その謝礼として、同元県議会議員においては、平成13年9月ころ、現金500万円を収受し、同県議会議員は、平成13年6月ころから同年8月ころまでの間、2回にわたり、現金合計200万円を収受した（7月15日検挙）。

イ 談合・競売入札妨害事件

平成15年の偽計入札妨害事件の検挙事件数は12件で、検挙人員は57人である。

【事例】久賀町長らによる公共工事発注をめぐる偽計入札妨害事件（山口）

久賀町長（57）らは、平成12年8月ころ、同町発注の公共工事の入札に際し、同町担当課長をして入札書比較価格に近似する価格を建設会社取締役に内報させ、同社に入札書比較価格に近似する価格で落札させた（1月12日検挙）。

ウ 公職選挙法違反・政治資金規正法違反事件

(7) 第43回衆議院議員総選挙違反取締状況

第43回衆議院議員総選挙における選挙期日後90日（平成16年2月7日）現在の検挙件数は562件、検挙人員は790人（うち逮捕者206人）で、前回の第42回衆議院議員総選挙期日後90日に比べ、検挙件数は10件（1.8%）増加しているものの、検挙人員が585人（42.5%）、逮捕者が4人（1.9%）それぞれ減少している。

a 罪種別検挙状況

罪種別に見ると、最も多いのは買収事件で、その検挙件数は、利害誘導罪も含めて416件、検挙人員は640人（うち逮捕者142人）で、全検挙に占める割合は、検挙件数で74.0%、検挙人員で81.0%（うち逮捕者68.9%）となっている（図表3-6-2）。

また、投票干渉、詐偽投票、投票偽造事件の検挙が大幅に増加している。

図表 3 - 6 - 2 罪種別検挙状況

区分 罪種	今回(第43回)			前回(第42回)			増 減		
	件数	人員		件数	人員		件数	人員	
		うち逮捕			うち逮捕			うち逮捕	
買 収	414	623	125	390	1133	169	+24	-510	-44
利害誘導	2	17	17	0	0	0	+2	+17	+17
自由妨害	51	27	23	36	28	17	+15	-1	+6
戸別訪問	9	20	3	22	60	0	-13	-40	+3
文書違反	13	41	0	34	89	3	-21	-48	-3
投票干渉	41	24	14	3	12	4	+38	+12	+10
詐偽投票	11	14	9	5	7	7	+6	+7	+2
投票偽造	9	13	10	0	0	0	+9	+13	+10
その他	12	11	5	62	46	10	-50	-35	-5
合 計	562	790	206	552	1375	210	+10	-585	-4

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

b 主要被疑者の逮捕状況

候補者の逮捕者は3人、候補者の公設秘書の逮捕者は3人となっており、前回同時期に比べると候補者で2人の減少、候補者の公設秘書で2人の増加となっている（図表3-6-3）。

なお、今回の候補者の逮捕者のうち2人は当選候補者である。

図表 3 - 6 - 3 主要被疑者の逮捕状況

	今回(第43回)	前回(第42回)
候補者	3	5
公設秘書	3	1
合 計	6	6

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

【事例1】当選候補者らによる現金買収事件（愛知）

当選候補者(42)は、平成15年10月中旬ころ、選挙運動者数名に対し、自己への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金数十万円を供与するとともに、同選挙運動者と共謀の上、前記同趣旨のもと、他の選挙運動者数名に対し現金数十万円の供与及び申込みをした（11月11日検挙）。

【事例2】当選候補者らによる現金買収事件（埼玉）

当選候補者(48)は、平成15年10月中旬ころ、選挙運動者に対し、自己への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金数百万円を交付するとともに、同月下旬ころ、同選挙運動者と共謀の上、前記同趣旨のもと、他の選挙運動者十数名に対し、現金百数十万円の供与をするなどした（11月14日検挙）。

【事例3】落選候補者らによる日当買収（約束）事件（岐阜）

落選候補者(34)らは、平成15年10月下旬ころ、選挙運動者十数名に対し、自己への投票依頼の選挙運動をすることの報酬として、時給数百円の割合で計算した金額を供与する旨の約束をした（11月29日検挙）。

【事例4】当選候補派運動員による利害誘導事件（宮城）

労働組合幹部(40)らは、平成15年10月下旬ころ、選挙運動者である業務委託会社支店長に対して業務委託契約の申込みをし、候補者への電話による投票依頼をするなどの選挙運動を依頼し、その報酬として数十万円を支払う旨の意思表示をし、直接利害関係を利用して誘導した（11月20日検挙）。

【事例5】元衆議院議員公設第一秘書による現金買収事件（静岡）

元公設第一秘書(41)は、平成15年11月上旬ころ、候補者の当選を得る目的をもって、選挙運動者に対して、文書頒布などの選挙運動をすることの報酬として現金100万円を供与した（11月11日検挙）。

【事例6】知的障害者更生施設職員らによる投票干渉事件（三重）

知的障害者更生施設職員(52)らは、平成15年11月上旬ころ、不在者投票所において、同施設の利用者が投票するに当たり、候補者名等を記載した紙片を所持させた上、同投票所に入場させて投票させた（11月10日検挙）。

【事例7】特別養護老人ホーム施設長らによる投票偽造事件（和歌山）

不在者投票所立会人である特別養護老人ホーム事務長(70)らは、平成15年11月上旬ころ、不在者投票を行う施設として指定を受けた同施設において、市選挙管理委員会から交付を受けた入居有権者の投票用紙にほしいまま候補者名等を記入して市選挙管理委員会へ送致し、投票日当日、投票管理者をして投票箱に投入させ、投票を偽造をした（11月11日検挙）。

(1) 第15回統一地方選挙違反取締状況

第15回統一地方選挙における選挙期日後90日（7月26日）現在の検挙件数は1,982件、検挙人員は3,396人（うち逮捕者629人）となっており、前回の第14回統一地方選挙期日後90日に比べ、検挙件数が472件（19.2%）、検挙人員が639人（15.8%）、逮捕者が57人（8.3%）それぞれ減少している。

a 罪種別検挙状況

罪種別に見ると、最も多いのは買収事件で、その検挙件数は1,777件、検挙人員は3,131人（うち逮捕者492人）で、全検挙に占める割合は、検挙件数で89.7%、検挙人員で92.2%（うち逮捕者78.2%）となっている（図表3-6-4）。

図表3-6-4 罪種別検挙状況

区分 罪種	今回（第15回）			前回（第14回）			増 減		
	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕	件数	人員	うち逮捕
買 収	1,777	3,131	492	2,215	3,725	612	- 438	- 594	- 120
自由妨害	42	48	40	36	27	22	+ 6	+ 21	+ 18
戸別訪問	4	11	0	6	2	0	- 2	+ 9	± 0
文書違反	23	52	5	23	67	1	± 0	- 15	+ 4
詐偽投票等	77	103	67	121	189	47	- 44	- 86	+ 20
投票干渉	21	14	8	0	0	0	+ 21	+ 14	+ 8
投票偽造	2	6	6	0	0	0	+ 2	+ 6	+ 6
地位利用	10	12	5	0	0	0	+ 10	+ 12	+ 5
その他	26	19	6	53	25	4	- 27	- 6	+ 2
合 計	1,982	3,396	629	2,454	4,035	686	- 472	- 639	- 57

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

b 主要被疑者の逮捕状況

(a) 候補者の逮捕状況

選挙期日後90日（7月26日）現在の候補者の逮捕者数は93人であり、前回同時期と比べ5人増加しており、当選候補者の逮捕者数は15人増加している（図表3-6-5）。

図表3-6-5 候補者の逮捕状況

区分 選挙種別	今回（第15回）		前回（第14回）		
	当選候補者	当選候補者	当選候補者	当選候補者	
前 段	県議選	25	16	26	10
	指定市議選	10	9	4	2
後 段	市(区)長選	1	0	1	0
	市(区)議選	17	13	11	7
	町村長選	8	2	9	2
	町村議選	32	28	37	32
合 計	93	68	88	53	

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

(b) 出納責任者、親族の逮捕状況

選挙期日後90日（7月26日）現在の出納責任者、親族（候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹）の逮捕者数は47人で、前回同時期と比べ23人増加しており、特に、当選候補者の親族の逮捕者数が大幅に増加している（図表3-6-6）。

図表3-6-6 出納責任者、親族（候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹）の逮捕状況

種別	今回（H15.5.27現在）		前回（H11.5.25現在）	
		当選候補者関係		当選候補者関係
出納責任者	7	5	4	2
親族	40	32	20	12
合計	47	37	24	14

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

【事例1】府議選挙における投票偽造事件（京都）

不在者投票管理者である特別養護老人ホームの施設長(44)らは、平成15年4月ころ、選挙管理委員会から送付されていた選挙人十数名の投票用紙にほしいままに候補者の名前を記入するなどした上、同投票用紙を送致して投票管理者をして投票箱に投入させた（4月14日検挙）。

【事例2】県議選挙における当選候補者らによる現金買収事件（山形）

当選候補者(70)らは、平成15年1月ころから同年4月ころまでの間、選挙運動者数十名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金合計百数十万円を供与した（4月17日検挙）。

【事例3】県議選挙における当選候補派運動員による日当買収事件（千葉）

元衆議院議員である候補者の実父(64)らは、平成15年4月ころ、選挙運動者数名に対し、候補者への投票を依頼する選挙運動をしたことの報酬として、現金合計数十万円を供与した（4月21日検挙）。

【事例4】県議選挙における当選候補者らによる公務員の地位利用事件（静岡）

町消防団長である当選候補者(49)らは、平成15年1月ころから同年4月ころまでの間、指揮監督下にある消防団員に対し、その職務上の地位を利用して、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動を依頼した（4月28日検挙）。

(ウ) 一般地方選挙の違反取締り

一般地方選挙において、各種議会議員等を検挙している。

【事例1】三浦市長選挙における落選候補者による現金買収事件（神奈川）

落選候補者(60)は、平成13年5月ごろ、県議会議員(55)に対し、自己への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金100万円を供与した（5月7日検挙）。

【事例2】東かがわ市議選挙における当選候補者による現金買収等事件（香川）

当選候補者(61)は、平成15年10月上旬ごろ、同選挙へ立候補する決意を有していた者に対し、候補者となろうとすることをやめさせる目的を持って、選挙運動者を介し、現金100万円を供与するとともに、同選挙運動者に対し、自己への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金数十万円を供与した（11月25日検挙）。

【事例3】奈良県議選挙における候補者買収等事件（奈良）

後援会幹部(61)らは、平成15年4月初旬ごろ、同選挙へ立候補する決意を有していた者に対し、候補者となろうとすることをやめさせる目的を持って、現金数百万円を供与するとともに、立候補をしなかった同人に対し、前記同時期ごろ、候補者となることを止めた報酬として、同人所有の建物の解体費用の負担を約束し、その履行として、同年6月中旬ごろ、解体業者に工事費用合計数十万円の支払いをした（12月3日検挙）。

(I) 公職選挙法の特定の寄附の禁止違反・政治資金規正法違反事件

平成15年の公職選挙法の特定の寄附の禁止違反事件の検挙事件数は4件で、検挙人員は27人である。また、平成15年の政治資金規正法違反事件の検挙事件数は1件で、検挙人員は12人である。

【事例1】宜野湾市長らによる特定の寄附の禁止違反・政治資金規正法違反事件（沖縄）

宜野湾市長(64)は、衆議院議員政策担当秘書(49)らと共謀の上、平成13年6月ごろから同年7月ごろまでの間、前後5回にわたり、同市長選挙に関し、同市と請負契約関係にある4社を含む建設会社5社から、小切手4通（金額合計400万円）及び現金100万円の寄附を受けたほか、平成14年2月ごろ、市長の後援会の平成13年分収支報告書に虚偽の事実を記入し、沖縄県選挙管理委員会に提出した（2月4日検挙）。

【事例2】横浜市議会議員らの特定の寄附の禁止違反事件（神奈川）

横浜市議会議員(48)は、平成15年2月ごろ、前後3回にわたり、同市議会議員選挙に関し、同市と請負契約関係にある建設会社2社の代表取締役らから、同議員名義の銀行口座等に現金合計100万円の振込入金を受けた（5月20日検挙）。

エ 公務員犯罪

公務員犯罪については、元衆議院議員らによる公設秘書給与をめぐる詐欺事件等を検挙している。

【事例1】元衆議院議員らによる政策担当秘書給与をめぐる詐欺事件(警視庁)

元衆議院議員(43)は、元政策担当秘書(66)らと共謀の上、自己の政策担当秘書に採用する意思も採用した事実もない2名の者について、衆議院事務局に対し、政策担当秘書に採用した旨の内容虚偽の申請書等を提出して、平成8年11月ころから平成10年12月ころまでの間、前後36回にわたり、衆議院から合計約1,880万円を詐取した(7月18日検挙)。

【事例2】元和歌山市長らによる文化センター賃貸契約等をめぐる背任事件(和歌山)

元和歌山市長(58)は、元料亭経営者(42)らと共謀の上、同料亭経営者らの利益を図り、同市に損害を加える目的で、その任務に背き、平成12年9月ころ、同市と同経営者らとの間に、同料亭の建物について高額な賃料で長期契約を締結させるなどし、同市に対し合計4,900万円を支払わせて財産上の損害を加えた(7月28日検挙)。

(2) 金融・不良債権関連事犯及び企業犯罪

ア 金融・不良債権関連事犯

平成15年の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は167件で、前年に比べ6件(3.5%)減少している。検挙事件数の内訳を見ると、前年同期に比べ、「融資過程における金融・不良債権関連事犯」が4件の増加、「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」が2件の増加、「その他の金融機関の役員による金融・不良債権関連事犯」が12件の減少となっている(図表3-6-7)。

図表3-6-7 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分	年次	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
融資過程		7 (2)	6 (5)	15 (4)	21 (2)	23 (11)	33 (18)	28 (19)	44 (27)	25 (9)	29 (13)
債権回収過程		6 (6)	13 (13)	56 (51)	87 (77)	107 (74)	103 (84)	117 (98)	93 (74)	73 (63)	75 (63)
その他の金融機関 役員		30 (0)	19 (0)	36 (0)	64 (0)	84 (0)	62 (0)	71 (0)	65 (0)	75 (3)	63 (0)
合計		43 (8)	38 (18)	107 (55)	172 (79)	214 (85)	198 (102)	216 (117)	202 (101)	173 (75)	167 (76)

注：()内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を指す。

(7) 融資過程における金融・不良債権関連事犯

平成15年の金融・不良債権関連事犯のうち、融資過程における背任・詐欺事件等の検挙事件数は29件であり、破綻した銀行のトップらによる背任事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している。

【事例1】信用組合代表理事組合長らによる背任事件（警視庁）

信用組合代表理事組合長(54)らは、自己ら及び抵当証券会社の利益を図り、同組合に損害を加える目的をもって、その任務に背き、同社が所有する貸付債権を譲り受けてもその回収が著しく困難であることを熟知しなから、債権を回収するための適切な措置を講ずることなく、貸付債権を譲り受け、その購入代金として、平成10年9月及び同年12月ころ、前後2回にわたり、合計約78億円を支払った（2月13日検挙）。

【事例2】第二地方銀行頭取らによる商法違反（特別背任）事件（石川）

第二地方銀行代表取締役頭取(67)らは、自己ら及びゴルフ場経営会社等の利益を図り、同銀行に損害を加える目的をもって、その任務に背き、同社に融資を実行しても、その回収が著しく困難であることを熟知しながら、十分な担保を徴求するなど債権を回収するための適切な措置を講ずることなく、平成12年9月、同社に対し57億円の融資を実行した（3月16日検挙）。

【事例3】冷凍食品製造販売会社代表取締役らによる融資金名下の詐欺事件（警視庁）

冷凍食品製造販売会社代表取締役(62)らは、購入予定のない食品製造機械を購入すると偽り、かつ、内容虚偽の有価証券報告書等を提示するなどして返済能力、担保価値、保証能力とも十分あるように装って金融機関を誤信させ、平成12年4月及び同年8月ころ、機械購入代金として金融機関2社から合計約20億円の振込入金を受けた（5月16日検挙）。

(4) 債権回収過程における金融・不良債権関連事犯

平成15年の金融・不良債権関連事犯のうち、金融機関の債権回収過程における民事執行を妨害するなどした競売入札妨害、強制執行妨害、公正証書原本不実記載事件や民事再生法違反事件等を75件検挙している。

【事例1】大手家電製品販売会社代表取締役による民事再生法違反（詐欺再生）事件（大阪）

大手家電製品販売会社代表取締役(55)は、平成15年4月下旬、大阪地方裁判所に対し、会社とともに自己の民事再生手続開始の申立てを行い、同年6月、同手続開始決定が確定したものであるが、同年4月中旬ころから6月上旬ころにかけて、前後数回にわたり、自己の利益を図り、債権者を害する目的をもって、同人所有の現金合計約4,200万円及び株式約4万8,000株を隠匿した（6月30日検挙）。

【事例2】日生町長らによる根抵当権抹消詐欺・背任事件（岡山）

岡山県日生町長(64)、同町議会議員(49)らは、平成14年3月、不動産会社所有の山林を同町及び同町土地開発公社が2億3,000万円で購入する旨合意させる一方、同山林の根抵当権者である整理回収機構に対しては、売買価格を2億円と申告し、同機構を誤信させて根抵当権を抹消させ、財産上不法の利益を得るとともに、自己らの利益を図る目的で、同町に2億3,000万円を支出させ、同町に差額3,000万円相当の財産上の損害を加えた(9月6日検挙)。

【事例3】不動産会社代表取締役及び農業協同組合組合長らによる強制執行妨害事件（和歌山）

不動産会社代表取締役(80)は、債務返済を延滞していたことにより、預金保険機構から資産の仮差押など同人の定期貯金等の財産につき強制執行の手続きが取られることを事前に察知し、農業協同組合組合長(68)らと共謀の上、裁判所から同組合に開設していた同社代表取締役名義等の貯金口座の仮差押決定が送達された前後の平成14年12月、強制執行を免れる目的で、同口座の解約手続を行い、現金約1億1,400万円を払い戻すなどして、隠匿した(10月9日検挙)。

(ウ) その他の金融機関役職員による金融・不良債権関連事犯

平成15年の金融・不良債権関連事犯のうち、金融機関役職員による詐欺、業務上横領等(1)及び(2)で挙げた事例を除く)を63件検挙している。

【事例1】信用組合本店長による多額業務上横領事件（警視庁）

信用組合本店長(56)は、平成8年12月から平成10年10月の間、数回にわたり、同組合において、あらかじめ顧客名義の財産形成貯蓄があるかのように仮装した上、同貯蓄を解約し、預かり保管中の現金合計約700万円を着服した(9月4日検挙)。

【事例2】証券会社代表取締役社長らによる業務上横領事件（警視庁・北海道・群馬・沖縄）

証券会社代表取締役社長(37)らは、同社において業務上預かり保管中の証券を自己費消しようとして、平成12年3月、顧客から寄託を受けて預かり保管中の株券、受益証券(約28億1,000万円相当)を自己の用途に費消する目的で横領した(10月24日検挙)。

イ 企業犯罪

平成15年の企業犯罪については、会社役員らによる詐欺事件を検挙している。

【事例1】食肉卸売会社営業部長らによるBSE対策事業をめぐる詐欺事件（愛媛）

食肉卸会社営業部長(40)らは、BSE(いわゆる狂牛病)対策として政府が実施する国産牛肉の買い上げ事業に関し、平成13年11月ころ、同事業の実施主体である協同組合に対し、同事業の対象でない輸入牛肉を含む約9,600キログラムの牛肉が全て同事業の対象である国産牛肉であるかのように装って、買入方を申込み、平成14年1月、同組合から売買代金の一部として約670万円の振込入金を受けた(3月12日検挙)。

【事例2】学校法人理事長らによる背任事件（警視庁）

学校法人理事長(58)らは、自己らの利益を図り、同法人に損害を加える目的をもって、その任務に背き、校舎外壁工事の請負業者に指示して工事代金を水増しした金額9,700万円の虚偽の見積書を提出させて同工事を発注し、平成12年5月から同年12月の間、数回にわたり、同法人に工事代金合計9,700万円を支払わせ、実際の工事代金との差額3,500万円相当の損害を加えた(9月3日検挙)。

【事例3】サラリーマン金融会社会長らによる電気通信事業法違反事件(警視庁)

サラリーマン金融会社会長(74)は、同社元課長(42)、調査業者(57)らと共謀の上、被害者方に架設されている電話による被害者と他人の通話内容を密かに盗聴録音しようと企て、被害者方の電話回線に盗聴器を仕掛け、平成12年12月ころから平成13年2月ころまでの間、被害者が他人と通話した内容を盗聴録音し、もって電気通信事業者が取扱中の通信の秘密を侵した(11月14日検挙)。

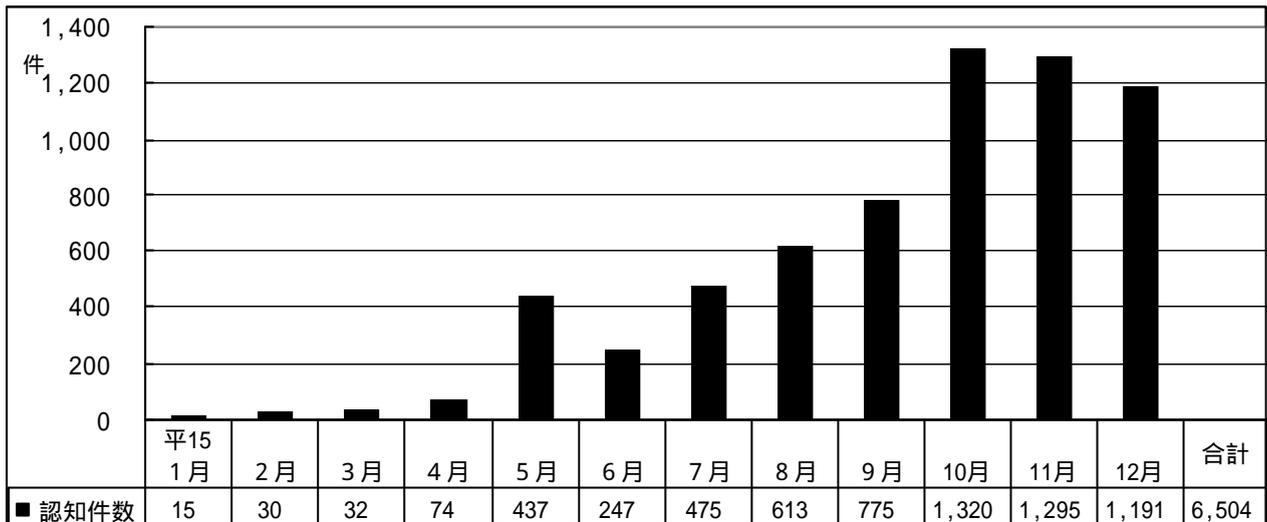
(3) 一般知能犯罪及び通貨偽造犯罪

ア 一般知能犯罪

一般知能犯罪については、多額取込み詐欺事件、補助金適正化法違反事件等を検挙している。

また、本年は、息子等親族を装い交通事故示談金等名下に現金を騙し取る広域多額詐欺事件(いわゆる「オレオレ詐欺」事件)の発生が目立っており、平成15年中に全国で6,504件を認知し、その被害総額は約43億2千万円に上っている(図表3-6-8、9)。警察としては、その取締りを強化するとともに、高齢者世帯等を中心とした被害防止の広報活動の推進及び金融機関に対し犯行に使用された口座の凍結等の措置を依頼するなどして被害の拡大防止を図っている。

図表3 - 6 - 8 いわゆる「オレオレ詐欺」事案の被害発生状況



平成15年中 認知件数 : 6,504件 (うち未遂2,185件)

被害総額 : 43億1,826万8,642円

図表3 - 6 - 9 いわゆる「オレオレ詐欺」事案の形態(詐欺文言)別認知件数

	H15
交通事故示談金名目	4,035
消費者金融等借金返済名目	1,268
妊娠中絶手術費用名目	367
その他の名目	834

注：未遂を含む。

【事例1】息子等を装った交通事故示談金名下の詐欺事件(警視庁)

無職男性(21)らは、平成15年4月ころ、数回にわたり被害者方に電話をかけ、同人の息子になりすまし、「俺だけど、今、交通事故を起こした。 万円で示談できる。相手の口座に振り込んでくれないか。」等と嘘を言い、同人をして電話の相手が息子本人であり、緊急に金の融通を依頼してきたものと誤信させ、現金合計数百万円を銀行口座に振り込ませて騙し取った(5月22日検挙)。

【事例2】坑廃水処理事業をめぐる補助金適正化法違反等事件(宮城)

鉱業会社代表取締役(67)らは、平成12年度及び平成13年度の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付申請に当たり、国及び県に対し、虚偽の内容を記載した実績報告書を提出するなどして、国及び県の審査担当者をして同報告書の記載が真実のものであると誤信させて補助金の交付を決定させ、平成13年4月及び平成14年4月ころ、数回にわたり、総額約1億1,000万円の振込入金を受けた(3月7日検挙)。

【事例3】医療法人理事長らによる介護給付費多額詐欺事件（北海道）

医療法人理事長(47)らは、介護保険法に基づく医療施設の指定に必要な医師数の要件を充足していないのに、医師数を水増しした虚偽の関係書類を道に提出し、道知事からその指定を受けた上、平成12年から平成14年までの間、道国民健康保険団体連合会に対し、介護給付費の支払いを請求し、総額約13億円の振込入金を受けた（7月19日検挙）。

【事例4】関連会社数社による広域・多額取込詐欺事件（大阪・大分・愛知）

雑貨販売会社代表取締役(53)らは、代金の支払い意思・能力がなく、かつ引渡しを受けた商品は直ちに廉売処分する意図であるのにこれを秘して、いかにも正常な商取引であるかのように装い、多数回にわたり、事務用品販売会社等多数の会社から総額数億円相当の商品を騙し取った。平成15年6月までに同社代表取締役ら十数名を検挙したほか、静岡、石川、兵庫及び福岡において関連会社従業員らをそれぞれ検挙した。

【事例5】インターネット通信販売利用による多額商品詐欺事件（長野）

無職男性(40)らは、パーソナルコンピューターを使用して、インターネット通信販売会社によりインターネット上に開設された通信販売のホームページに接続し、商品の購入方を申し込み、さらに代金支払方法としてクレジットカードによる支払いを選択した上、不正に入手した他人のクレジットカード番号を送信するなどして、同社従業員をして、クレジットカード決済により代金が確実に支払われるものと誤信させ、数回にわたり商品の交付を受けた（7月8日検挙）。

イ 通貨偽造犯罪

平成15年に届出等により警察が押収した偽造銀行券の枚数（発見枚数）は1万6,910枚で、前年の総押収枚数を下回ったが、一昨年（平成13年）の総押収枚数を上回るなど、依然として高水準で推移している（図表3-6-10）。他方、平成15年の通貨偽造罪等の検挙事件数は65件であり、前年に比べ19件（41.3%）増加している。

図表3-6-10 偽造日本銀行券の発見枚数の推移

	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15
一万円券	1,924	171	120	150	752	2,346	2,394	3,207	6,815	6,138
五千円券	0	3	4	647	8	1,051	1,671	1,274	754	1,097
二千円券	-	-	-	-	-	-	2	4	5	99
千円券	1,030	1,158	28	51	47	25	190	3,128	12,637	9,576
合計	2,954	1,332	152	848	807	3,422	4,257	7,613	20,211	16,910

【事例1】通貨（五千円券）偽造・同行使事件（滋賀）

被疑者(44)は、平成12年から平成14年ごろまでの間、金額五千円の日本銀行券計約2,000枚を順次偽造したうえ、滋賀県内の書店等において行使した（2月24日検挙）。

【事例2】通貨（千円券・一万円券）偽造・同行使事件（群馬）

被疑者(42)は、平成15年2月下旬から同年3月上旬までの間、金額千円及び一万円の日本銀行券計約340枚を偽造し、群馬県内の遊技場の両替機等に対し行使した（3月4日検挙）。